

東京経済大学における公的研究資金の管理・監査に関する基本方針

2016年4月6日 学長決定

2021年10月6日 改訂

東京経済大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日文科科学大臣改正)を踏まえて、公的研究資金の不正使用を防止するために、公的研究資金の適切な管理に関する基本方針を定める。

1. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し実施する。

2. ルールの周知

研究費の使用ルールを周知徹底することにより、不正防止を図る。

3. 責任体制の公表

研究費の不正防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表する。

4. モニタリング

不正発生の可能性をなくすことを目的に、実効性のあるモニタリングを定期的を実施する。

5. 情報共有

不正防止計画をはじめとする本学の基本方針や取り組みの事例について学内で情報を共有し、さらに学外へも情報を発信する。

6. その他

上記の他に、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

以上